

長崎県教育庁生涯学習課広報媒体 掲載広告募集実施要領

(ホームページ「ながさきまなびネット」)

1. 概要

本県教育関係予算の自主財源を確保するため、長崎県教育庁生涯学習課ホームページ「ながさきまなびネット」(以下「ながさきまなびネット」という。)に掲載する広告を募集します。

生涯学習に関する様々な情報をお知らせする『ながさきまなびネット』は、子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも学習することができるよう最新の講座情報や数々の興味あるコンテンツを揃えております。

このように、当ホームページは、子どもや保護者及び教育関係者のみならず、広く一般の方々への広告媒体としての活用が大いに考えられます。

※ ながさきまなびネット URL ……

<https://manabi.news.ed.jp/manabinet/>

2. 広告掲載の仕様等

- (1) 媒体 長崎県教育庁生涯学習課ホームページ
「ながさきまなびネット」(バナー広告)
- (2) 掲載位置 ホームページのトップページ下部
- (3) 広告の枠数 最大3枠
- (4) 広告の種類 静止画バナー広告
- (5) 広告の規格
 - ① 大きさ： 縦 90ピクセル、横 250ピクセル
 - ② 形式： JPEG 又は GIF (アニメーション不可)
 - ③ データ容量： 6キロバイト以下
 - ④ 画像の ALT 属性テキスト：
「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角問わず30文字以内
- (6) 広告の禁止表示
 - ① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

② 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

③ 県、県教育委員会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例)「長崎県教育委員会〇〇情報」と表示、長崎県章の使用等

④ イメージ等の点滅する画像の使用

⑤ 画面の反転表示及び領域の切替表示

⑥ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

3. 広告掲載者の資格及び広告内容の範囲

広告は別記「広告掲載者の資格及び広告内容の範囲に関する基準」に抵触するものは掲載しない。

4. 広告の掲載期間等

- (1) 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、3月単位とする。
- (2) 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、毎月1日とする。ただし1月は4日とする。
- (3) 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、決定された広告掲載期間に依じて、広告掲載開始日から当該期間を経過した月の末日とする。
- (4) 4.(2)にかかわらず、広告掲載開始日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、その翌開庁日を広告掲載開始日とする。
- (5) 4.(3)にかかわらず、広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、その直前の開庁日を広告掲載終了日とする。
- (6) 広告の掲載開始時期は、原則として、広告掲載開始日の10時から12時までに掲載するものとする。
- (7) 前項の規定により掲載した広告は、原則として、広告掲載終了日の15時から17時までに削除するものとする。

5. 広告の申込み

広告の掲載を希望する者は、「ながさきまなびネット広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、広告案と会社概要等を添付して長崎県教育庁生涯学習課（以下「県生涯学習課」という。）へ提出（郵送可）するものとする。

6. 広告掲載価格

(1) 1 枠あたり 金 31,420 円／3月（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、掲載期間について6月（2単位期間）を一括して申し込む場合はその1割を、1年（4単位期間）の場合はその2割を差し引いた金額を広告掲載料とする。

(2) 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とする。

(3) 14.(6)に基づく場合を除き、広告掲載料は返還しない。

(4) 先の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

7. 広告主の選定

長崎県教育庁生涯学習課内の各班の代表者による協議により広告主を決定する。

8. 審査結果の通知

審査結果については、すべての申込者に対し、文書により通知する。

9. 広告掲載料の納付

広告掲載料は、契約書締結日より15日以内に、県が発行する納入通知書により納付するものとする。

10. 広告原稿の提出及び承認等

(1) 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して5日前までの県生涯学習課が指定した日までに、広告原稿を電子メール又はCDROM等の記録媒体により県に提出すること。

(2) 広告の内容が県教育委員会が管理するホームページにふさわしくないと県が判断した場合は、内容を変更すること。

11. 広告掲載の変更

- (1) 広告主は、広告掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として1月単位で変更することができるものとする。
- (2) 広告主は、広告内容を変更しようとする場合は、「ながさきまなびネット広告掲載内容変更届出書」により県にあらかじめ届け出るものとし、10.(1)に準じて広告原稿を作成し、提出すること。

12. リンク先の変更

広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、「ながさきまなびネット広告掲載内容変更届出書」により県に届け出ること。

13. 広告掲載の取り下げ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- (2) 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、「ながさきまなびネット広告掲載取下書」により申し出ること。

14. 広告掲載の中止等

次の各号のいずれかに該当するとき等には、広告掲載を中止し、又は契約を解除する場合がある。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 広告主が、県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主が、10.(2)に基づく内容の変更に応じないとき。
- (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

15. 広告主の責務

- (1) 広告内容その他広告掲載に関する全ての事項についての一切の責任は広告主に帰属する。
- (2) 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

16. 広告掲載までの流れ

- (1) 広告掲載申込書及び広告の素案は、送付又は来庁のいずれかの方法により提出すること。
- (2) 申込者の決定については決定通知書によりその結果を通知する。
- (3) 広告主とされた申込者は、県生涯学習課が指定する期限までに最終校正原稿を提出する。

【提出先及び問合せ先】

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県教育庁生涯学習課 県民学習班

電話：095-894-3365 FAX：095-894-3477